

意見書第2号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書」反対討論原稿

2010年3月24日

日本共産党 梶 田 進

私は、日本共産党議員団を代表して、意見書第2号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書」に反対の立場で討論します。

1995年の最高裁判決を契機に「永住外国人に地方参政権を与えるべき」という世論が高まり、都道府県議会段階で30都道府県が2000年度までに参政権を求める意見書を可決しましたが、昨年の総選挙で政権交代が実現してから、14県議会が外国人参政権付与に反対する意見書の決議を行ない、そのうち7県議会は賛成から反対に態度を変更しています。これらの県議会は意見書の採択について、意見書の本質、政治家の信念などにもとづいて賛否を明らかにするのではなく、その時点時点の都合によって賛否を決定しているということであり、政治家としての信念を疑うものであります。

意見書では憲法第15条、第93条及び1995年2月28日の最高裁判例を「永住外国人への参政権付与は憲法上問題あり」としていますが、永住外国人の地方参政権付与については1995年の最高裁判決を契機として国政上の課題となりましたのは、最高裁は「永住外国人への地方参政権付与の措置を講じることは、憲法上禁止されているものではなく、国の立法政策の問題である」との判断を示したことによります。

さらに、意見書では先進8カ国（G8）をみてもロシアを除く7カ国は国として永住外国人に地方参政権を付与していない、としています。地方参政権については、法制度の違いはありますが、他の7カ国においても条件はありますが、地方参政権を付与しているのが現実であります。

国立国会図書館の調査によりますと、経済協力機構（OECD）加盟30カ国で、外国人に参政権を全く付与せずかつ二重国籍を認めないのは日本だけであるという結果があります。この国立国会図書館の調査結果から見ると、意見書は間違いであり、このまま採択するならば武豊町議会の不勉強さを世にさらすこととなります。

日本共産党は、永住外国人に地方参政権を付与することは、急ぐべき課題であると考えています。地方自治は、地方自治法第1条第2項により、本来全ての住民要求に応え、住民に奉仕するために、住民参加によって進められなければなりません。

外国籍であっても、わが国の地方自治体で住民として生活し、納税をはじめとする一定の義務を負っている人々が住民自治の担い手となることは憲法の保障する地方自治の根本精神とも合致するものであります。

最高裁判所も、永住外国人に地方参政権を保障することは「憲法上禁止されているものではない」との判決を下しています。

意見書が述べています「国に置かれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する」ことは、世界の趨勢に逆行するものであり、すみやかに永住外国人への地方参政権を付与すべきであることを申し上げて、反対討論いたします。